

日建連発第 8号
平成31年4月3日

都道府県建築士会 会長 様

(公社)日本建築士会連合会
会長 三井所 清典
(公印省略)

「建築賠償責任保険」に係る弁護士無料相談サービスの開始について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の各種事業推進に当たり格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、本会では会員サービスの一環として現在、建築士賠償責任補償制度（けんばい）、工事総合補償制度（NEWこうばい）、既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険の三つの保険を運用しております。

しかしながら近年、設計業務に関し物理的な滅失・破損はないものの法令未達として保険対象とはならない損害賠償を求められるケースが発生しており、訴訟が提起された場合に専門家である弁護士に法律相談をし、その「訴訟費用」部分を保険でカバーする商品が欲しい、との声が多く寄せられてきて参りました。

ご周知の通り、建築士賠償責任補償制度（けんばい）に関しては従来より、滅失・毀損についてはこの保険が適用され訴訟費用は支払われておりますが、上述のケースに関しては支払い対象外でありました。

そこで今般、これに応えるため建築士賠償責任補償制度「けんばい」に新たなサービスとして「弁護士無料相談サービス」を会員の皆様に提供することといたしました。

なお、相談体制、相談費用等については別紙資料に記載の通りであり、原則一回一時間まで2万円といたします。これについては、制度運営費のうち、引落とし案内ハガキ(約90万円)を相談費用に充てる(90万円÷2万円=約45回分)ことといたします。スキームとしては、日弁連と協定を結ぶことは現実的でないため、建築紛争に精通した弁護士を中心に任意団体を構成してもらい、その任意団体と協定を結び、電話による弁護士相談体制を構築することとしております。当初の一年間は試験的な運用とし、大々的な広告はせず必要に応じ(けんばい)の加入者にサービスの案内をする予定でおりますが、次年度以降(2020年度)の加入者から制度運営費として500円追加で徴収し、500円→1,000円としますが、Web割引を500円から1,000円に拡大することにより、Web加入の方は実質負担0円となります。

本サービスの提供は、会員の業務環境改善の一助に資するものとして、多くの会員が加入することを期待しております。